

診療明細書の発行について

平成 30 年 4 月より、公費等で自己負担額のない患者さんについても
“医療費の内容のわかる明細書”を交付することが義務付けられました。

(平成 30 年厚生労働省の省令及び告示)

当院でも、一部の患者さんを除き原則発行とさせていただきますので、
ご理解いただきますようお願いいたします

渥美病院